

令和2年第12回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年11月6日(金)
午前10時00分開会 午前11時00分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員13名)
 - 1番 中田 安義
 - 2番 木浦 紀幸
 - 3番 神鳥 正貴
 - 5番 岡 真由美
 - 6番 古川 憲吾
 - 7番 宮本 孝博
 - 8番 梶原 安行
 - 9番 是佐 恵美子
 - 10番 山田 政則
 - 11番 河井 孝之
 - 12番 岩木 國明
 - 13番 沖村 弓枝
 - 14番 河野 義刀

(推進委員9名)

岩本 博志	吉田 雅子	清水 透	堀田 良昭
小西 礼子	黒田 球貴	松井 祥壮	三田 邦男
安井 多佳子			
4. 欠席委員(1名)
 - 4番 中山 誠治

推進委員 登 宏太郎 推進委員 岡村 昭男 推進委員 倉本 良夫
5. 議事録署名委員
 - 7番 宮本 孝博
 - 8番 梶原 安行
6. 会議に出席した委員以外の者
なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会	事務局長	河内 光也
	係 長	比良 大助
	主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主 査	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 幹	小林 公明
(宮島支所)	主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
 - 《審議事項》
 - (1) 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
 - (2) 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 《報告事項》
 - (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和2年第12回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名のうち、2名が欠席でございますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、7番宮本委員、8番梶原委員のご両名をお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに審議事項に入ります。 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号74番から77番については、議席番号1番の中田委員が関係する案件のため、中田委員の退席をお願いをいたします。 = 中田委員 退席 =
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、3ページ・4ページに内訳、位置図は1ページから4ページになります。 番号74番から77番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字宮前小路、吉和字熊崎大、吉和字中頓原、吉和字市垣内、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の4,581平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものでございます。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で、議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用

	<p>地利用集積計画について、番号 7 4 番から 7 7 番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>岡委員、お願いします。</p>
5 番委員	<p>5 番の岡です。番号 7 4 番、7 5 番、7 6 番、7 7 番について説明いたします。地図は 2 ページとなります。7 6 番につきましては、別の方が作っておられたのですが、このたび、譲受人に預けるということになりました。7 4 番、7 5 番、7 7 番は、以前、この前からたびたび出ておりますが、別の方が作っておられました。その方が田んぼを作られなくなりましたので、借受人が引き継ぐこととなりました。周りの農地に対しましても、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。現地の確認は、1 0 月 2 6 日に私と事務局とで見てきました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま地元委員の意見がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
<p>《委員より質疑等なし》</p>	
議長	<p>意見がないようですのでお諮りをします。</p> <p>議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号 7 4 番から 7 7 番について、承認することに異議ございませんか。</p>
<p>《委員より異議等なし》</p>	
議長	<p>異議なしと認め、議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号 7 4 番から 7 7 番について、承認することに決定をいたします。</p> <p>中田委員、席へお戻りください。</p>
<p>= 中田委員 復席 =</p>	
議長	<p>続きまして、同じく、議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 7 8 番については、推進委員の堀田委員が関係する案件のため、堀田委員のご退席をお願いをいたします。</p>
<p>= 堀田委員 退席 =</p>	

議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号78番、農地の所在地は、玖島字兼康、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の2, 280平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号78番の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>岩木委員、お願いします。</p>
12番委員	<p>12番の岩木です。番号が78番の報告をいたします。地図は4ページでございます。10月15日に、事務局職員2名と梶原農業委員で現地を確認して、現地の説明員として堀田推進委員と私とで確認を行いました。譲渡人は、現在、佐伯区に在住されていて、農業は全くされておられません。前の耕作者の方が、規模を縮小するというので、耕作の依頼を堀田推進委員へされたわけです。そして堀田委員はそれを承諾されたわけでございます。</p> <p>何ら問題はないと思いますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま地区担当委員の説明がございました。これについて、ご意見ございますか。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですのでお諮りします。</p> <p>議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号78番について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号78番について、承認することに決定をいたします。</p> <p>堀田委員、席へ戻ってください。</p>

議長

それでは続いて、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は5ページに総括表、6ページに内訳、位置図は5ページ・6ページになります。

番号224番、農地の所在地は、津田字上小原で、登記地目は田、面積は1筆の945平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なためで、譲受人は自宅に近く農地の管理を引き継ぐためで、無償の所有権移転でございます。

次に番号251番、農地の所在地は、上平良字河野原で、登記地目は田、面積は3筆の2,850平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方に引っ越して耕作できなくなるためで、譲受人は申請農地の近所に引っ越す予定で自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。

以上で、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

224番、木浦委員。

2番委員

2番、木浦です。224番について説明します。これは、10月15日に河野会長、神鳥委員、事務局2名と譲受人の立会で現場を確認しました。現地は、地図の5ページということで、右下に佐伯支所ということが書いてあります。吉和方面へ向かって右側に入りますが、要するに上方の方位の北方向に佐伯支所から入っていくということで、大体1キロ弱ぐらい進んだところが申請地になります。コの字で網かけをしてあるその中に囲まれている分が譲受人の自宅ということになります。ですから、譲受人の自宅の後ろ側がこの申請の農地ということになります。

それで、現況は、譲受人の自宅の左側方向は、果樹でいろいろ果物、柿とか栗とかブルーベリーとか植えてあります。家の裏側

	<p>が防草シートがかけられてあって、休耕されているという状態なのですが、この譲受人、譲渡人というのは、姉妹で譲受人が妹さんになります。それで、譲渡人の姉も、もう高齢ということでなかなか市内から現場に来て耕作ということができないという状態になられているので、贈与ということで所有権移転が出ております。それで譲受人は、まだ水稻の耕作をされておられ、農家としては問題ないですし、自宅の裏なので果樹以外のところは野菜を植えられるということを現場で話されておりましたので、農家としても問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、251番、是佐委員。</p>
<p>9番委員</p>	<p>9番の是佐です。10月14日に事務局と共に現地を見に行きました。譲渡人は、神奈川県へ仕事で行っておられます。お母さんを看取られた後、もう自分たちは農業できないからという事で、譲受人さんに譲られて、その後市外へ行かれると聞いております。きれいに周りは草を刈ってありますし、何の問題もないと思います。それで、譲受人にも尋ねてみたら、僕はまだ若いので、父親を通して一緒に農業をやっというと思いますということでしたので、大丈夫ではないかと思っております。よろしく願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>どうも。この2件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は5ページに総括表、7ページ・8ページに内訳、位置図は7ページから9ページになります。</p>

番号205番、農地の所在地は、津田字上花上の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の1, 145平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号238番、農地の所在地は、栗栖字五所河内の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の727平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号239番、農地の所在地は、栗栖字五所河内の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の1, 238平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための事業です。

次に番号250番、農地の所在地は、宮内字東畑口の第2種農地で、登記地目は田、面積は5筆の2, 215平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場及び資材置場として利用するための申請です。

以上で、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第55号について説明がありました。地元地区担当委員の意見を伺います。木浦委員。

2番委員

番号205番について説明します。2番、木浦といます。地図は7ページにあります。これも、先ほどの3条申請とほぼ近いところですが、左下の佐伯支所からアーチェリーランドに向かっの大体1キロメートル強ぐらい入ったところに現地があります。現地は9月16日に河野会長、神鳥委員、事務局2名と太陽光発電の受人の会社の社員1名とで現場確認をしました。ちょうど赤い網かけの右側に里道・水路ということで途中まで上方向に線が入っております。この図上ではずっとそれが続き、左側の道まで里道・水路がこの図ではあるのですね。それで現場を確認してみると、ちょうど上方の「く」の字の折れているところぐらいまでは、国調で境界標が入っていたのですが、それから道の方向にかけてが境界標を探してもないのですね。もう一度、里道・水路の官地の境界確認をお願いしますということで、現場で譲受人の会社の社員がおられたのでお願いしたということです。譲渡人は、その網かけのすぐ下側が自宅になるという位置関係です。

ここは、国土調査が入ってまだ法務局には国調の結果は登記はされていないと思うのですが、一応、担当課で里道・水路の確認をしてもらって、それで今月の農地申請になったということです。一応、官地の問題も、要するに問題なしに、太陽光のパネルを置くということになったもので、今月にかかったということです。

一応、位置的というか、隣接関係の農地はあるのですが、今ま

でどおりの太陽光発電と同じような申請になっています。あとは、防草シートで、この会社では、今まで何件か出ているのですが、全部防草シートはなしということなので、草刈り等は管理はしますということです。今までどおりの太陽光の5条申請ということで、審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。続いて、238番と239番を黒田委員、お願いします。

黒田推進委員

推進委員の黒田です。238番、239番は、譲渡人が同じですから一緒に説明させていただきます。10月14日に神鳥委員と私と事務局4名で現地を確認に行きました。現地には、この工事を行う人も来ておられました。それで、地図は8ページです。

238、239が赤い網かけのところがありますが、先月申請があったのがその横ですが、それからこの地図を見てもらいましたら、黒い少し線が大きくなっておりませんが、この全体がもう太陽光発電の工事が済んでいるところです。また、先月申請があったこの土地のところも、もう工事に入っているような状況です。

それでこれは、譲渡人は、親が亡くなられて相続したわけですが、本人は他の企業へ働きに行かれるので、農業はあまり上手でないということで、今の太陽光発電へ譲渡されるようになったということなのです。この地図を見てもらうと、下側は小瀬川がもう近くまで来ておりますし、それから網かけの川の側はもう土手になって畑も何もないような状況なので、他の農地には影響がないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長

続いて、250番、岩本委員。

岩本推進委員

推進委員の岩本です。10月14日、中山委員、事務局とで現地確認をいたしました。地図は9ページでございます。すぐ上側には県道の廿日市佐伯線が通っております。非常に交通量の多い道路でございます。譲渡人もあそこで野菜を作ったりしておられましたけれど、少し立地条件としてはよくない、野菜作りにはよくないということで、今回に至ったわけです。譲受人は建設業をされており、主にクレーン作業とかをされているのだと思います。その現地のすぐ下には御手洗川が通っています。駐車場と資材置場して利用するのであれば、周りにはあまり影響はないと思われましたので、審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、今、地元地区担当委員の説明がありました4件について、質問等があればお願いいたします。ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りをいたします。
議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。
続いて、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。
議案書は9ページ、位置図は10ページになります。
今月の報告は、令和2年9月14日から令和2年10月12日までの間に受理した2件です。議案の朗読は省略させていただきます。
番号241番、242番につきましては、平成12年10月に届出が提出されておりましたが、このたび再度、届出が提出されております。
いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。
以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。

議長

これについて、ご質疑等がございますか。
質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。
議案書は10ページから12ページ、位置図は11ページから17ページになります。
今月の報告は、令和2年9月14日から令和2年10月12日までの間に受理した9件です。議案の朗読は省略させていただきます。
番号217番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に

	<p>農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されております。</p> <p>番号 218 番、227 番、234 番については、過去に転用届が提出されております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。</p> <p>議案書は 13 ページ、位置図は 18 ページ・19 ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>初めに番号 215 番、昭和 62 年 6 月 10 日付で、倉庫として利用するため許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しております。</p> <p>次に番号 231 番、現場確認後、既に家が建っていたため非農地として処理する旨を回答しております。</p> <p>以上で、報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑があればお願いをします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p>

事務局	<p>続いて、協議事項に入ります。</p> <p>協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について説明させていただきます。</p> <p>別でお配りしています協議第1号資料①をご覧ください。これは、広島県の別段面積の設定状況の一覧表でございます。</p> <p>別段面積につきましては、平成25年12月の総会におきまして、「本市の農業は、担い手を初めとする農業経営体が不足し、農地の遊休化が深刻であるため、新規就農を促進し農地の保全及び有効活用を図る」という理由で、市内全域を10アールに引き下げました。</p> <p>そして、令和元年12月総会におきまして、定住促進という視点から、空き家バンクに付随する農地については、1アールと定めております。</p> <p>先月の10月総会で各支部で意見の取りまとめをお願いいたしております。本日、各支部長から別段の面積について、意見を伺いたいと思います。</p> <p>以上で、協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。冒頭にもご挨拶でも申し上げましたが、この別段の面積をどうするかということでございます。</p> <p>まず、それぞれの支部でご協議されたと思いますが、廿日市地域の是佐委員から報告をよろしくをお願いします。ご意見を。</p>
9番委員	<p>廿日市はここに示してあるとおりで、10アール当たりということで良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>続いて、佐伯地域の河井委員、お願いします。</p>
11番委員	<p>佐伯地区においても、この一年間、何ら問題もなかったように思いますので、このまま10アールでよいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、吉和の中田委員、お願いします。</p>
1番委員	<p>吉和地区です。最近土地が動いているのですが、この数字でいいと思います。</p>
議長	<p>続いて、大野・宮島地域の山田委員、お願いします。</p>
10番委員	<p>大野・宮島もほかの地域と同じようにこの数値でいいと思いま</p>

議長	<p>す。</p> <p>それぞれの各支部長から今、意見がございましたが、以前、今までの設定した10アールでいいのだろうということで、空き家バンクは、100平米ということでございますが、この案で引き続きよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>それでは、次回の総会で最終決定とします。</p> <p>これで、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について協議を終わります。</p>
10番委員	<p>少し教えてください。</p> <p>1アールってから何か効果があったのでしょうか。何か、少しもどこかでよい話になったことはありますか。</p>
事務局	<p>問い合わせは何件かありました。それで、実際に買われた方もいらっしゃると思います。</p>
10番委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>ほかにご意見、質問等ございますか。</p> <p>それでは、この次回で最終の協議をしていきたいと思えます。</p> <p>ありがとうございました。以上で、議事を終わります。</p> <p>次回、第13回農業委員会総会は12月4日金曜日、当会場で開催する予定にしております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>

（閉会午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（7番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（8番委員） _____